

## 都市公園におけるキッチンカーの出店許可について

本市の都市公園におけるキッチンカーの出店については、公園条例第4条に定める制限される行為に該当するため、原則として認めませんが、例外的に、イベント等において多くの来園者が見込まれるなど、来園者等の利便性の向上に寄与すると考えられる場合に限り、イベント主催者等に対して出店を認めることとし、キッチンカーの出店を許可する場合の判断基準は以下のとおりとする。

### ●判断基準

- 1 本市が後援する事業、国や本市を含めた地方公共団体が主催・共催するイベント等において、多くの来園者が見込まれるなど来園者等の利便性の向上に寄与することが認められる場合
- 2 公園条例第4条第1項第5号に定める催しに付随して出店されるものであり、当該催しの主催者による申請で、来園者等の利便性の向上に寄与するなど十分な必要性があると認められる場合
- 3 指定管理者が管理施設内において自主事業として出店する場合
- 4 本市の事業実施（社会試験として実施の場合も含む。）に当たり、公園管理部門として連携や協力が必要と認められる場合